

4財第77号
令和4年9月2日

部 課 長
支 所 長
福 祉 事 務 所 長
教 育 長
議 会 事 務 局 長 殿
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
公 平 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
病 院 事 業 管 理 者

岡谷市長 今井竜五

令和5年度予算編成方針について

このことについて、令和5年度の予算編成方針を次のとおり定めたので、岡谷市財務規則第11条の規定により通知します。

令和5年度 予算編成方針

第1 全般的事項

岡谷市の令和3年度は、市内各所に甚大な被害をもたらした大雨災害からの復旧・復興や、ワクチン接種事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応など、最優先に取り組むべき喫緊の課題に直面したことから、大規模な補正予算を重ねた。

一方で、感染症が経済情勢に及ぼす影響が想定を下回ったことにより、一般財源の根幹をなす市税や地方交付税等において、当初予算額を大きく超える収入を確保できたことに加え、災害復旧や感染症対応に係る国庫補助金や市債等を最大限に活用したことで、基金からの繰入れを抑制しつつ、財政調整基金等への積立てを実施しながら、例年を超える実質収支を確保し、将来の安定した財政運営に十分配慮した決算とすることができた。

令和4年度予算では、歳入においては、感染症の影響からの回復を見込み、市税全体で3億円ほどの増収を見込む一方で、歳出においては、扶助費等の義務的経費が増加するなかで、前年度からの継続となる災害復旧や、未だ終息が見通せない感染症対策を含めた各種事業を展開できるよう、令和3年度補正予算による前倒しと、令和4年度当初予算を一体とした「14か月予算」として予算を編成した。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、感染症への対応として、医療提供体制の強化やワクチン接種の加速など、経済社会活動回復のための環境整備を行うとともに、国民の所得や雇用を下支えすることで、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきたが、ウクライナ情勢等に伴う原油・物価高騰等の影響が拡大したため、緊急対策を講ずることにより、経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていくとしている。

令和5年度の予算編成については、成長と分配をともに高める「人への投資」を始め、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)などへの投資を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資を行うとともに、強靱で持続可能な経済社会に向けた防災・減災、国土強靱化の推進や、国民生活の安全・安心に向けた基本的方針を示し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進めるため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていくとしている。

こうした中、本市の財政状況は、市税においては、感染症等の影響が落ち着きを見せ

ている中で、依然として減少傾向が続く見込みであるものの、全国的な回復基調が地方交付税等を押し上げており、現状のまま順調に推移すれば、一般財源総額の水準は数年間維持されるものと見込んでいる。しかしながら、歳出においては、扶助費や公共施設の維持管理経費等の増加傾向が続くとともに、将来的には、定年退職年齢の引上げに伴う人件費の増に加え、公債費の増大は確実であることから、長期的には財源不足が見込まれ、基金の取崩しは避けられない状況にある。将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、引き続き手を緩めることなく、事務事業の見直しや経費削減に向けた取組みが必要となる。

こうしたことから、令和5年度の予算編成は、将来を見通すなかで、安定した市政運営を堅持するため、たゆまぬ行財政改革に取り組む必要がある一方で、第5次岡谷市総合計画前期基本計画の最終年として、5年間の歩みを成果として結びつけるとともに、後期基本計画へ着実に繋ぐ重要な一年でもあることから、削減目標を定めず全ての経費を一括で見積ることとした。

この予算編成を進めるにあたっては、職員一人ひとりが岡谷市の財政状況を十分認識し、歳入においては、特定財源の確保等に意を配するとともに、歳出においては、市民サービスへの影響は最小限としながら、事務事業の大胆な見直しや経費削減に取り組まなければならない。

第2 重点施策について

1. 重点施策の位置づけ

大きな変容を迎えている社会経済情勢の下、新たな行政ニーズを踏まえ、持続可能な行財政運営を堅持しつつ、喫緊の政策課題に対して限られた財源を重点配分し、効率的かつ効果的な施策展開により課題解決を図るため、その年に注力すべき施策を重点施策として位置づける。

2. 基本的な考え方

令和5年度は、第5次岡谷市総合計画前期基本計画の最終年となることから、前期5年間の総仕上げとして、基本目標の達成に向けた取組を着実に進めるとともに、後期基本計画の5年間を見据えた効果的な取組に積極的に投資することで、将来都市像「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けて、加速度を上げて前進していかなくてはならない。

感染症に対しては、ワクチン接種の促進や徹底した感染防止対策等を講じているものの、先行きが不透明な状況が続いており、市民生活や経済活動など多方面に影響を及ぼしている。加えて、ウクライナ情勢の長期化等に伴う原油価格・物価高騰が続く中、引き続き、市民の日常生活を守るとともに、企業活動を支える取組を切れ目なく講じていくこととする。

また、感染症の影響が長期化する中で、地方移住に対する関心の高まりや人の流れの変化など、人々の意識・行動に大きな変化が生じていることから、本市の特長・個性を最大限に活かしながら、仕事があって、暮らしやすく、生活に彩りと潤い、そして楽しみがあふれ、多くの人に選ばれるまちづくりを力強く推進する必要がある。

さらに、行政分野においても大きな変革が生じている。行政の果たすべき仕事、役割が増大する中、人でなければできない業務に必要な人材を配置できるよう、これまでの業務内容や実施方法を一から検証し、最新のITツールを活用したデジタルトランスフォーメーションの推進など、時代の変化に的確かつスピード感をもって対応していかなくてはならない。

このほか、近年異常気象を起因とした自然災害が全国各所で頻発しており、地球温暖化による「気候危機」が安全で安心な生活を脅かしていることから、自然災害への備えを強化することとあわせ、二酸化炭素排出量の削減など地球温暖化対策を官民一体となって進めていかなくてはならない。

本市の人口動態では、人口減少が続く状況にある中、特に20代及び30代の女性の転出超過が顕著であることから、女性の活躍推進のほか、出会いの場の創出、結婚・妊娠・出産・子育て・教育までの切れ目のない支援に取り組むとともに、子育てと仕事を両立することができる地域づくりや魅力的な教育環境づくりに積極的に取り組み、多くの女性、若者に選ばれるまちづくりを展開することとする。

こうしたことから、令和5年度は「未来を見据えた躍動の年」と位置づけ、ウィズコロナ、ポストコロナの時代に的確に対応しながら持続的な成長曲線を描き、誰もが安心して夢と希望をもって暮らすことができるまち、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを推進するとともに、岡谷に住み、働き、学び、訪れるすべての人々、また、これから生まれてくる子どもたちが豊かさと幸せを感じられる満足度の高い岡谷市をつくり上げるため、「活力と彩りの創造」、「未来に輝くひとづくり」、「穏やかで美しい日常の実現」を重点施策として取り組むこととする。

3. 重点施策

○ 活力と彩りの創造

○ 未来に輝くひとづくり

○ 穏やかで美しい日常の実現

第3 予算見積りの基本的事項

1. 令和5年度予算は、「第1 全般的事項」及び「第2 重点施策について」を踏まえ、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解したうえで、「岡谷市行財政改革プログラム」に基づく取組を積極的に進めるとともに、「第5次岡谷市総合計画」に掲げた目標の達成と、重点施策に示した項目の実現に向けて予算見積りを行うこと。
2. 歳出予算の見積りにあたっては、義務的経費・投資的経費・臨時的経費を除いた全ての経費（以下「経常経費」という。）について、一般財源ベースで令和4年度当初予算額の範囲内（ゼロシーリング）により、予算見積りを行うこととする。
3. 投資的経費については、令和4年度当初予算の範囲内を基本とする。ただし、施設の長寿命化、緊急修繕等に係る経費については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、企画課と事前に調整の上で要求すること。
4. 臨時的経費については、単年度に限られる経費とし、要求にあたっては、経常経費の目標（ゼロシーリング）達成を前提とする。見積りにあたっては、内容・数量等を十分精査すること。
5. 重点施策の中でも特に注力して取り組まなければならない「移住・定住の促進」及び「ゼロカーボンシティの推進」など、喫緊の政策課題に係る経費については、別途要求できるものとする。
6. 事務事業の見直しにあたっては、効率的な行財政運営を進めるため、事業の必要性、効果をゼロベースから見直し、継続事業においても、内容・回数・方法などの見直しを徹底的に実施すること。
7. 一般会計からの繰出金については、地方交付税に算入の要素のあるものは、その範囲内を原則とする。ただし、一般会計の財政状況も踏まえて、繰出金のあり方についても必要に応じ検証を行うこと。
8. 地方財政計画など国の指針が現時点で示されていないことに加え、国政の動向によっては今後も大幅な国・県の制度改正が想定されるが、予算要求にあたっては現行制度に基づき見積りを行うものとし、制度改正等に対しては情報収集に努め、必要に応じ随時適切な調整を行うものとする。
9. 事業費の最終確定は、財源との調整から従前どおり翌年1月とする。

第4 組織職員数について

1. 組織について

令和5年度の組織体制は、第5次岡谷市総合計画に掲げた施策事業の着実な推進を図るため、現行の組織体制を基本としながら、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応できる組織体制の整備を進めるものとする。

また、国・県等の動向に注視しながら、対応すべき重点事項や魅力的なまちづくり等を推進するため、スピード感を持ちながら必要となる組織体制を整備するものとする。

2. 職員定数について

中長期的に厳しい財政状況が続く見通しであることから、引き続き第7次定員適正化計画に基づく適正配置を基本としながら、限られた行政資源を効率的・効果的に配分することとする。

また、法改正や制度改正のほか、喫緊の政策課題にかかる新たな事業の立ち上げによる増員以外は原則として認めないこととし、民間活力やICTの活用等による業務効率化の推進を図りながら、様々な行政課題に対応した職員体制を整えるものとする。

3. 会計年度任用職員（専・補・他）について

会計年度任用職員は、専門的知識、資格を必要とする業務や臨時的・補助的な業務を担うこととし、担当課における業務内容の見直しや事務配分を精査のうえ、適正配置を行うものとする。

第5 歳入に関する事項

令和5年度の市税収入は、感染症の影響からは回復基調が続いているものの、生産年齢人口の減少や地価下落等により、今後も減少傾向が続く見込みであることから、税外収入全般にわたり、最大限の確保について全力を傾注されたい。

1. 市税について

市税は、岡谷市の根幹となる収入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の正確な把握に努めるとともに、現行制度に基づき、本年度の見通し、今後の経済動向、税制改正等を考慮し見積りを行うこと。

2. 使用料及び手数料について

受益者負担の原則に基づく適正な料金とするとともに、施設の利用状況・実態等を踏まえ、市民サービスの向上、利用の拡大に向け、必要な見直しを実施すること。

また、減免措置については、岡谷市文書管理規則第33条第5項の規定に基づく財

政課長合議であることに留意するとともに、公共性・公平性の確保を前提として1件ずつ精査を行うこと。なお、施設使用料等の収入について、減少傾向にあるものは、その原因と対策について検討を行い、収入の確保に最大限努力すること。

3. 国・県補助金・負担金について

補助金・負担金制度の趣旨を理解し、新規・継続を問わず、全ての事業において、補助事業の採択へ向け、事業の組み替えや再構築などの見直しを積極的に行い、新たな特定財源の確保に努めること。

- (1) 国庫補助金等については、時代の流れや社会経済情勢に対するアンテナを高くし、新規施策及び制度改正等に留意したうえで、国等の情報を収集しながら的確に見積ること。同様に県補助金等についても、制度改正等の確な対応を図ること。
- (2) 国庫補助金等の削減に対する一般財源の継ぎ足しは原則として認めないことから、国、県等の動向には十分留意し、早期に対応策等を協議するとともに、必要に応じ事業の縮小も視野に検討すること。

4. 市債について

地方債の制度や適債性を十分に理解するとともに、国の施策との関連に留意し、的確な額を見積ることとし、市債の発行額は当該年度の元金償還額を限度（キャップ制）とする。市債の発行は後年度の財源を拘束し、財政硬直化の大きな要因となることから、将来の公債費負担も考慮した上で、安易に起債に頼ることなく、真に必要な事業へ活用することとし、発行額の縮減に努めること。

なお、市債の「充当率」や「交付税措置率」は将来的な財政負担を大きく左右する要素であることから、より有利な市債を活用できるよう情報収集に努めること。

5. 財産収入について

- (1) 財産の維持管理に留意し、遊休財産の実態を把握するとともに、活用が見込まれない財産については、積極的な売却処分を進めるとともに、賃貸借契約等により収入の増額確保に努めること。
- (2) 財産運用収入については、適正、効率的な運用を図り、収入の増額確保に努めること。

6. その他の収入について

- (1) 分担金及び負担金は、基準のあるものはそれによるほか、的確な把握及び公正適切な料金の徴収に配慮し、収入見積りに誤りのないようにすること。
- (2) 国・県の基準により規制を受ける徴収単価について、改定が実施される場合は、即応できる措置を早期に講じること。
- (3) ふるさと納税は、財源確保策として効果があることから、新たな岡谷の魅力の発信と寄附額の確保に向けて、所属部署にとらわれず全庁をあげて返礼品やPR方法などを積極的に検討すること。
- (4) その他の収入においても、適正な額の見積りと滞納の一扫を図ること。

第6 歳出に関する事項

1. 総体的事項

歳出の見積りにあたっては、歳入に見合った事業規模とするため、全ての事務事業についてゼロベースから検証を行い、最少の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう財源の配分を行うこと。

(1) 多額の一般財源を必要とする扶助費、繰出金等の義務的経費や公共施設の維持管理費等の固定的経費は今後も増加が見込まれており、他の経費への充当は困難な財政状況となっている。このため、事務執行の合理化はもとより、正規職員・会計年度任用職員の配置等を含めた人件費の抑制を含め、ありとあらゆる経費について検証を行い、限られた一般財源を最も効果的、重点的に配分する予算編成作業に徹すること。

(2) 予算見積りにあたっては、予算編成方針に基づき、事務事業の目的、成果、コスト、改善の再検証を行い、事業の集中、縮小、廃止、休止を進めること。また、新規事業の実施にあたっては、現状の職員体制を十分考慮し、過剰な事務負担とならないことを前提に、スクラップ・アンド・ビルドにより財源を捻出して予算要求するとともに、サンセット方式の徹底により、事業の目標数値・終期を必ず設定すること。

(3) 国・県の基準を超えた市費の継ぎ足し及び補助金等の上乗せは原則として認めない。また、国庫補助負担金等の見直しに伴い削減された事業は、財源移譲されたもの以外は原則認めないため、制度改正等の動向に十分留意すること。

(4) 予算編成基準単価表に示されたものは、その範囲内で算出することとするが、示されていないものについては、定価によることなく可能な限り低価格で算出すること。

(5) 業者見積りを用いる場合は、予算執行における銘柄指定を避けるとともに、予定価格の妥当性を確保するため、規格、内容、仕様等を精査のうえ、2社以上の業者から見積りを徴することにより、実勢価格と同等品の把握に努めること。

2. 個別事項

各経費においては、内容、性質に十分留意し、適正な費目において、適正な予算額の要求を行うこと。また、予算流用及び予備費充当を少なくするため、予算計上の目的、積算内容及び該当費目の精査・検討に十分配慮すること。

(1) 人件費

ア. 人件費については、これまでの内部努力により削減を図ってきたところであるが、定年退職年齢の引上げに伴う財政負担の増は避けられない状況にあり、総人件費の抑制は不断の課題である。事務事業の廃止・休止に合わせて、会計年度任用職員も含めた必要最小限の職員配置と適切な事務配分に

よる効率的な事務事業の執行に努め、総人件費の抑制に努めること。

イ. 時間外勤務手当については、組織の弾力性を最大限発揮することはもとより、振替代休制度、職員のシフト勤務の活用等により、令和4年度と同額程度を上限とする。

(2) 物件費、維持補修費

ア. 旅費については、真に必要なものに限ることとする。また、全国組織、地方組織の総会・大会・協議会等への出張は、特別職の随行以外は一切認めない。また、県内出張は日帰りを原則とする。

イ. 事務用消耗品費については、予算見積りにあたっては真に必要な物品の量と質を適正に見極め、必要最小限の見積もりを行うこと。

ウ. 印刷製本費については、原則として手作業による印刷・製本とするが、やむを得ない場合については、広告主を募集するなど経費節減に努めること。

エ. 食糧費については、真にやむを得ないもの以外は認めない。職務執行上昼食代等が必要となる場合についても、真に必要な場合を除き、職員の食糧費は認めない。また、各団体との協働事業や各種行事等における職員の食糧費についても、市民に疑義をもたれることがないよう自己負担を前提に見積りを行うこと。

オ. 委託料については、本年度の執行状況を踏まえる中で、業務内容、必要性等をゼロベースから見直し、業務に支障をきたさない範囲内で、必要最小限の委託内容とすること。

カ. 公共施設の維持管理経費は、財政負担の大きな要因となっていることから、全ての施設において委託業務や管理方法などの見直しを行い、効率的な施設運営や事務改善による経費の節減に努めるとともに、定期点検のほか維持管理経費、利用実績等の分析を行うことにより現状を把握し、施設管理者としての自覚を持ち適切な維持管理を行うこと。

キ. 物件費については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、「岡谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めていることから、方針を踏まえながら予算要求されたい。

ク. 原油・物価高騰等による増分については、適切な見積りを行うとともに、数量等も十分に精査した上で、最少の範囲内で留めること。

(3) 補助費等

補助金・負担金については、以下の点に留意し見直しを継続的に実施すること。

ア. 補助金・負担金については、国や県に付随して義務的に実施するもの及び特定財源が確保されるもの以外は、当初予算の範囲内において交付することとし、補正による予算の追加は原則として認めないので留意すること。

イ. 補助金の新設にあたっては、事業の効果・必要性・将来性について明確な

数値目標を示し、事業費等の1/2以内、3年以内の期限付き（サンセット方式）を徹底するとともに、自ら財源を捻出すること。

ウ. 各課における研修会等の出席負担金は10,000円以内とし、予定された職員以外の受講は認めない。また、総務課配当予算での研修は庁内報告により研修効果を高めること。

エ. 一般職の事務研究会等への会議等出席負担金で、飲食に係る負担金は認めない。また、宿泊料が負担金として明示されている場合は、負担金として予算計上すること。

オ. 本年度は、補助金・負担金の一斉見直しの年であることから、その見直し結果等を踏まえ、適切に要求すること。

(4) その他の経費

ア. 審議会等の委員定数の削減に努めるとともに、会議の開催にあたっては効果的、効率的な運営に留意すること。また、各種委員会、審議会等の研修視察の抑制に努め、任期中1回以内、日帰りを原則とする。

イ. 委託団体又は一部事務組合等についても、事務の効率化を推進し経費の削減に努めるよう要請するとともに、担当課においては、委託料・負担金等の積算内容を十分精査すること。

ウ. 公共施設個別施設計画において、施設の方向性が「検討」となっている施設については、民間への施設譲渡や休止・廃止、他の公共施設との連携による施設規模の縮小や多様な利用方策を検討するなど、第1期計画期間内に今後の方向性を決定すること。

エ. 備品購入費については、使用に耐えないものの更新に限ることとし新規備品は原則として認めない。

オ. 環境負荷の低減に努め、「環境保全の率先実行計画」の推進を図ること。

カ. 全戸配布を必要とする文書については、原則として「広報おかや」やホームページなどを活用し対応すること。

第7 特別会計・企業会計に関する事項

1. 一般会計において示達した事項は、特別会計及び企業会計の予算編成にも共通するものであることから、趣旨の徹底を図り、相違のないようにされたい。

2. 企業会計については、地方公営企業法の範囲の明確化、一般会計等の負担区分の明確化には十分検討を図られたい。これら地方公営企業法をはじめとする公営企業会計は、本来特殊な場合を除き独立採算性によるべきである。したがって、常に経営性の発揮とその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。また、その経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てるべきであり、安易に一般会計に依存し、繰入金をもって収支の改善を図るものではなく、一層の

企業努力に努め、最小限度の繰入金にとどめるよう最善を尽くされたい。

3. 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、計画的かつ効率的な事業運営と健全な経営に努めること。
4. 厳正な経理と経営の合理化、経費の節減、人事管理の適正化及び収入の確保等に格段の努力を払われ、特別会計内で収支の均衡を保持するよう配意されたいこと。
5. 一般会計の財政事情の見込みから、繰出金等は基準の範囲内を原則とし、地方交付税に算入の要素のあるものはその範囲内を原則とすること。
6. 特に必要のあるものについては別途指示する予定であるので、当該指示に基づき予算計上すること。